

9 自主防災組織關係

沼津市防災指導員設置規則

昭和54年9月22日規則第30号

改正

昭和60年5月25日規則第19号

昭和62年3月30日規則第9号

令和2年3月23日規則第17号

(設 置)

第1条 市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等防災対策の推進を図るため、防災指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(活 動 内 容)

第2条 指導員の活動する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 自主防災組織の育成に関すること。
- (3) 防災訓練の指導に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

2 指導員の指導区域等は、別に定める。

(定 数)

第3条 指導員の定数は、30人以内とする。

(委 嘱)

第4条 指導員は、市内に居住し、人格円満、身体強健であつて、防災活動に熱意をもち、かつ指導力のある者のうちから、市長が委嘱する。

(委 嘱 期 間)

第5条 指導員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(解 嘱)

第6条 市長は、指導員が次の各号の一に該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、その活動を遂行できなくなったとき。
- (2) 指導員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 市内に居住しなくなったとき。

(報 償)

第7条 指導員の報償は、年額12,000円とする。

(貸 与 品)

第8条 指導員には、別表に定める被服等を貸与する。

2 指導員が委嘱期間を満了したとき又は解嘱されたときは、前項の貸与品を返納しなければならない。

ただし、貸与期間の満了した被服等については、返納することを要しない。

(委 任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. この規則施行後、最初に選出される指導員の任期は、第5条の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。

付 則（昭和60年5月25日規則第19号）

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月1日規則第9号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月23日規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

貸 与 被 服 等

品 目	員数	貸与期間	備 考
冬 服	1着	5年	10月1日～5月31日
夏 服	1着	5年	6月1日～9月30日
ベルト（サラン）	1本	5年	
靴	1足	5年	
ヘルメット	1個	5年	
防 寒 衣	1着	5年	
冬 略 帽	1個	5年	10月1日～5月31日
夏 略 帽	1個	5年	6月1日～9月30日

防災指導員設置規則に係る運用要領

この要領は、沼津市防災指導員設置規則（昭和54年沼津市規則第30号（以下「規則」という）第9条の規定に基づき、沼津市防災指導員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 防災指導員（以下「指導員」という）は、地区連合自治会単位において地区内に居住する住民の中から、沼津市防災指導員推薦書（第1号様式）に連合自治会長が署名し、推薦したものの中から委嘱する。

なお、推薦にあたっては、本人が署名した承諾書（第2号様式）を添付するものとする。

2 規則第2条第3項に規定する指導員の指導区域は、通常の活動にあつては、推薦を受けた地区内とし、市長からの要請によるときは、全市に及ぶものとする。

付 則

この要領は、昭和60年5月24日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

沼津市防災指導員推薦書

_____ 連合自治会は、下記の者を沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でないことを確認し、防災指導員に推薦します。

(ふりがな)
氏 名 _____

〒

住 所 沼 津 市 _____

生 年 月 日 昭和 年 月 日

推 薦 理 由

年 月 日

沼津市長 ○○ ○○ 様

連合自治会長 _____

承 諾 書

私は、沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でないことを確約し沼津市防災指導員になることを承諾いたします。

また、当該届出について必要な場合には、静岡県警察本部に照会することを承諾します。

連合自治会長 様

年 月 日

〒

住 所 沼 津 市 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

電 話 _____

職 業 自営業 会社員 無職 (○で囲んでください)

(会社名)

(住 所)

(電 話)

自主防災組織と任務分担

班 別	任 務 分 担
本 部 〔会 長〕 〔副会長〕 〔本部付〕	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。 (2) 災害発生時の指揮及び防災訓練についての総括に関する事。 (3) 会の経理に関する事。 (4) 防災資機材のあっせん及び備蓄等に関する事。
防災指導班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災組織の普及（地震、火災、水災等について知識及び地区周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。） (2) 防災計画に関する事。 (3) 各家庭に於ける防災上の留意事項に関する事。 (4) 防災訓練の指導に関する事。
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難地との連絡等に関する事 (2) ラジオ、市広報による情報の収集、住民への伝達、自治会被害状況等の把握に関する事。 (3) 警戒宣言発令時の住民への周知徹底に関する事。
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 可搬動力ポンプの運用に関する事。 (2) 住民の消火作業等の指導教育に関する事。 (3) 消火器使用に関する知識の普及に関する事。 (4) 消防機材の点検に関する事。
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 負傷者の救出・救助・救護及び資機材医薬品の調達並びに医療機関との連絡等に関する事。 (2) 住民の救急法、応急手当の方法等についての指導教育に関する事。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地区集合場所の選定及び周知に関する事。 (2) 避難地、避難路、通学路等の点検調査に関する事。 (3) 会長の指示に基づく住民の避難誘導に関する事。 (4) 避難訓練の指導教育に関する事。 (5) 児童・生徒の避難に関する事。
給食、給水班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会又は市等から提供された食料等の配布、炊き出し等による給食に関する事。 (2) 避難地と協力し、飲料水の確保、給水に関する事。 (3) ろ水器の活用に関する事。
児童生徒 引き取り班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 登校している学校児童、生徒の避難に関する事。 (2) 通学路等の点検調査に関する事。
避難行動 要支援者班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者の避難所生活の支援に関する事。

〇〇町自主防災組織規約

(名 称)

第1条 この会は、〇〇町防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 幹 事 若干人
- (4) 監査役 2 人

2. 役員は、会員の互選による。

3. 役員の任期は、1年とする。ただし、再選することができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し警戒宣言発令時及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3. 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営に当たる。

4. 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2. 総会は毎年1回開催する。ただしとくに必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他総会がとくに必要と認めたこと。
5. 総会は、その討議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2. 幹事会は、次の事項について定める。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事がとくに必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練に関すること。
 - (4) 警戒宣言時及び地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要な事項

(会 費)

第12条 本会の会費は、総会の決議をへて別に定める。

(経 費)

第13条 本会の運営に要する経費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は○年○日から実施する。

自主防災組織の装備基準（標準300世帯）

区 分	品 目	数 量
情報伝達用具	電池メガホン	3
消火用具	街頭用消火器	10
	同上格納庫	10
	バケツ	30
	砂袋（ビニール）	200
	D型可搬ポンプ	2
救出障害物除去用具	バール・丸太	5
	折りたたみはしご	3
	のこぎり	5
	掛矢	3
	おの	3
	スコップ	10
	つるはし	10
	くわ	10
	もっこ	10
	いしみ	10
	なた	5
	ペンチ	5
	鉄線ばさみ	5
	大ハンマー	3
	一輪車	2
	ロープ	2
	ゴムボート	1
	救護用具	担架（折りたたみ車付）
救急セット		10
避難用具	強力ライト	6
	標旗・腕章	6
	ロープ 200m	1
	小型発電機	1
給食給水用具	釜（カマド付）	3
	鍋	6
	受水槽（1トン）	1
	ろ水機（2トン/h）	1
その他	テント・天幕	
	ビニールシート	100
	井戸	
	燃料	

（注）地域の特性に合せ必要な装備を行う。

地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	港湾区	港湾区地区防災計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画対象地区の範囲 2. 基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 基本方針 2.2 活動目標 3. 地区の特性 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 自然特性 3.2 社会特性 3.3 港湾区自治会住宅地図(防災マップ) 4. 防災活動の内容 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 防災活動の体制 4.2 平常時の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1)各家庭の備え (2)自主防災組織の備え 4.3 発災時の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1)初期対応 (2)地震、津波が収まり安全確認ができた場合 5. 実践の検証 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 防災訓練の実施と検証 5.2計画の見直し 6. 今後の活動イメージ 	令和元年度